

研究推進部規程

制定 平成20年9月11日

(目的及び設置)

第1条 研究推進に関する諸施策を協議・意思決定し、もって、研究の充実向上に資することを目的として、本学に研究推進部（以下「推進部」という。）を置く。

(業務)

第2条 推進部は、前条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 研究推進戦略に関する事項
- (2) 外部の競争的資金の導入促進に関する事項
- (3) 研究支援体制の整備に関する事項
- (4) 学内研究費の運営と整備に関する事項
- (5) 研究倫理及び研究マネジメントに関する事項
- (6) 研究成果の公表と評価に関する事項
- (7) 研究費の適正使用に関する事項
- (8) 自己点検・評価及び第三者評価に関する事項
- (9) その他研究の充実向上に関する事項

(構成)

第3条 推進部に次の職員を置く。

- (1) 研究推進部長（以下「推進部長」という。）
- (2) 研究推進副部長（以下「推進副部長」という。）
- (3) 事務職員

2 前項のほか、必要があるときは研究推進に係る専門知識を有する職員を置くことができる。

(推進部長)

第4条 推進部長は、推進部を代表し、その業務を統括する。

2 推進部長は副学長をもって充てる。

(推進副部長)

第5条 推進副部長は、推進部長を補佐し、推進部長に事故あるときはその職務を代行する。

2 推進副部長は、専任教育職員のうちから学長が指名し、理事会が任命する。

3 推進副部長の任期は4年とし、再任を妨げない。

4 推進副部長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究推進委員会)

第6条 推進部に、第2条に規定する事項を協議・意思決定するため、研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 推進部長
- (2) 推進副部長
- (3) 学長補佐のうち1名
- (4) 各学部副学部長 各1名
- (5) 心理学研究科、法務研究科及び会計研究科の副研究科長
- (6) 東西学術研究所長、経済・政治研究所長、法学研究所長及び先端科学技術推進機構長のうちから2名
- (7) 学長室長
- (8) 学長室次長のうち1名

3 前項に規定する委員のほか、推進部長が指名した専任の教育職員を委員に加えることができる。

4 委員の任期は次のとおりとする。

- (1) 第2項各号に規定する委員の任期は、役職在任中とする。
- (2) 第3項に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 第3項に規定する委員に欠員が生じたときは委員を補充することができる。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代行する。

4 委員長及び副委員長は、それぞれ推進部長及び推進副部長をもって充てる。

(推進委員会の運営)

第8条 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。

3 第6条第2項第4号から第6号までに規定する委員が出席できないときは、当該学部等の執行部構成員の代理出席を認める。

4 推進委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

5 審議過程にある事案が、なお全学的に議論すべきものと判断される場合は、委員長の責任において学部長・研究科長会議に付議するものとする。

6 審議決定した事案が、全学的に周知すべきものと判断される場合は、委員長の責任において学部長・研究科長会議に報告するものとする。

(専門部会)

第9条 推進委員会に次の専門部会を置く。

(1) 学内研究費審査・評価部会

(2) 外部資金審査・評価部会

2 各専門部会について必要な事項は別に定める。

(事務)

第10条 推進部に関する事務は、研究支援課が行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、推進部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成21年10月1日から施行する。